

※この案内は東京都で介護支援専門員の登録をしており、有効期間満了日が近い方全員に配付しています。

介護支援専門員証の 更新に必要な研修のご案内

ご自身の介護支援専門員証の有効期間やその更新のために必要な研修等を把握し、計画的な研修の受講をして頂く為のご案内となっています。

介護支援専門員証の有効期間満了日が
令和 5年 4月 1日から、
令和 6年 3月31日までの方
へご案内しています。必ずご確認ください。

※介護支援専門員証に「平成35年」又は「平成36年」と表記の方は、それぞれ「令和5年」又は「令和6年」に読み替えてください。

令和4年3月15日

東京都登録の介護支援専門員の皆様へ

公益財団法人東京都福祉保健財団

介護支援専門員証の更新に必要な研修のご案内

介護支援専門員証の有効期間満了日が、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの方を対象に、介護支援専門員証の更新に必要な研修をお知らせします。

介護支援専門員証(以下「専門員証」という。)を更新するためには、下記のとおり有効期間の満了日までに更新に必要な研修を修了する必要があります。

なお、専門員証の更新をされない場合は、研修を受講する必要はありません。専門員証の失効後は、再研修を修了することで、再度、専門員証の交付を受けることができます。

記

1 受講対象者と受講研修種別

- ・ 東京都に介護支援専門員の登録をしている方が対象です。(他道府県に登録移転をされる方は、移転先で受講いただくこととなります。)
- ・ 現在の専門員証の有効期間内の介護支援専門員としての実務経験や前回受講した研修等により、受講する研修が異なります。2頁【受講研修種別(更新のために受けるべき研修の確認)】を確認してください(全体像は5頁フローチャート参照。)
実務経験の有無等に応じた適切な研修を受講してください。実務経験等が実際と異なり、適切な研修を受講していないことが判明した場合は、申込は無効となり、受講を取り消される場合があります。
- ・ 主任介護支援専門員研修を受講された方で、現在の専門員証の有効期間内に「主任介護支援専門員更新研修」を修了した方は、更新に必要な研修の受講が免除されます。
(注:「主任介護支援専門員研修」の修了のみでは、更新に必要な研修の受講は免除になりません。)

【受講研修種別（更新のために受けるべき研修の確認）】

(1) 初めて更新をする方、及び前回「更新研修(実務未経験者向け)」又は「再研修」を受講した方。

①現在の専門員証の有効期間内に実務経験のない方。

⇒更新研修(実務未経験者向け)を受講してください。

②現在、介護支援専門員として従事し、就業後通算6ヶ月以上の実務経験がある方。

⇒専門研修課程Ⅰを受講してください。専門研修課程Ⅰ修了後、専門研修課程Ⅱ、又は更新研修(実務経験者向け32時間)を受講してください。(※専門研修課程Ⅱや更新研修(実務経験者向け32時間)と重複しての受講はできません。)

③(現在の専門員証の有効期間内において)専門研修課程Ⅰを修了した方で、現在、介護支援専門員として従事し、就業後通算3年以上の実務経験がある方。

⇒専門研修課程Ⅱを受講してください。(他団体が実施しております。3ページ「各研修の実施機関」参照。)

④(現在の専門員証の有効期間内において)専門研修課程Ⅰを修了した方で、現在、介護支援専門員として従事していない、又は就業後通算3年以上の実務経験がない方。

⇒更新研修(実務経験者向け32時間)を受講してください。

⑤上記①～④に該当しない方。(現在の専門員証の有効期間内に実務経験はあるが、②(専門研修課程Ⅰ)の要件に該当しない方。)

⇒更新研修(実務経験者向け88時間)を受講してください。

(2) 前回「専門研修課程Ⅱ」又は「更新研修(実務経験者向け)」を受講した方。

①現在の専門員証の有効期間内に実務経験のない方。

⇒更新研修(実務未経験者向け)を受講してください。

②現在、介護支援専門員として従事しており、就業後通算3年以上の実務経験がある方。

⇒専門研修課程Ⅱを受講してください。(他団体が実施しております。3ページ「各研修の実施機関」参照。)

③現在は介護支援専門員として従事していない、又は就業後通算3年以上の実務経験がない方。

⇒更新研修(実務経験者向け)32時間を受講してください。

【各研修の実施機関】※研修種別により実施機関が異なります。

《更新研修及び専門研修課程Ⅰ》

公益財団法人東京都福祉保健財団 人材養成部介護人材養成室 ケアマネ担当
電話 03-3344-8512 FAX 03-3344-8592
<https://www.fukushizaidan.jp/> 「東京都福祉保健財団」で検索

《専門研修課程Ⅱ》

公益財団法人総合健康推進財団関東支部
電話 03-6262-7132
<https://www.soukensui-kanto.com/> 「健推財団関東」で検索

《主任介護支援専門員(更新)研修》

特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会
電話03-3263-5636
<http://cmat.jp/> 「CMAT」で検索

「介護支援専門員としての実務経験」とは

次の事業所等で、介護サービス計画等の作成を行うことを指します。
(ショートステイの計画のみの作成をされている方は対象になりません。)

ア 居宅介護支援事業所(ケアプランを作成しない管理者も含む。)

イ (介護予防)特定施設入居者生活介護の事業所

ウ (介護予防)小規模多機能型居宅介護／(介護予防)認知症対応型共同生活介護／地域密着型特定施設入居者生活介護／地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護／看護小規模多機能型居宅介護の事業所

エ 介護保険施設

オ 介護予防支援事業所及び基準該当介護予防支援事業所(保健師、社会福祉士、看護師の配置の場合も含む。)

カ 地域包括支援センター(保健師、社会福祉士、看護師の配置で、予防プランを作成した場合も含む。主任介護支援専門員は、ケアプランを作成していない場合も含む。)

2 令和4年度募集スケジュール

・各研修日程及び申込書類等は、各期の募集開始時に募集案内とあわせ、当財団のホームページに掲載します。各自対象の研修種別をご確認の上、募集が始まりましたら、申込書類をダウンロードし、募集案内に沿って必要な手続きをお願いします。

(専門員証の更新に必要な研修は、実務経験等により異なるため、当財団が研修申込開始時に募集案内等の申込書類を個別にお送りすることはございません。)

なお、ホームページを御覧になれない方、受講申込書が印刷できる環境にない方は、下記4に記載の問い合わせ先まで御連絡ください。

・専門研修課程Ⅱ及び主任介護支援専門員(更新)研修については、実施機関(3頁「各研修の実施機関」)へお問い合わせください。

実施時期	第1期	第2期	第3期
研修名	令和4年 6－8月	未経験は令和4年10月 88時間は令和4年9-12月 32時間は令和4年11-12月 専Ⅰは令和4年9-11月	未経験は令和5年3月 専Ⅰは令和5年1-2月
更新研修 (実務未経験者)	—	令和4年7月下旬 (予定)	令和4年12月中旬 (予定)
更新研修 (実務経験者 88時間)	実施なし	令和4年7月上旬 (予定)	実施なし
更新研修 (実務経験者 32時間)	実施なし	令和4年8月下旬 (予定)	実施なし
専門研修課程Ⅰ	令和4年4月上旬 (予定)	令和4年6月上旬 (予定)	令和4年10月上旬 (予定)

※募集スケジュールの詳細は事前に当財団のホームページに掲載します。なお、今後の新型コロナウイルス感染症の状況によっては、募集時期や実施時期等が変更になる可能性がありますので、予めご了承ください。

※更新研修(実務経験者32時間・88時間)は第2期のみの実施となります。

3 受講料

- (1) 更新研修(実務未経験者向け) 54時間 28,500円
- (2) 更新研修(実務経験者向け) 88時間 58,300円
- (3) 更新研修(実務経験者向け) 32時間 23,800円
- (4) 専門研修Ⅰ 56時間 34,500円

